

社会情報の語用論的分析

—判決文における逆接／譲歩，条件文の分析—

長田 博泰

Social information process is threefold: fact recognition process, logical process and value judgment process. A primary objective of this paper is to make value judgment process hiding in logical process clearer. A method adopted for this purpose is as follows: to explain its information structure by treating text as virtual conversation, and to extract speaker's attitude from adversative or concessive relations between sentences and non-truth-conditional rather than truth-conditional interpretation of conditional sentences. We illustrate the method to two cases of rulings of the Supreme Court and compare results with the logical structure obtained from logical analysis.

1 はじめに

社会情報の中にはその是非あるいは政策をめぐる鋭く意見が対立する場合が少なくない。脳死からの臓器移植，妊娠中絶，原子力エネルギー，環境，靖国神社参拝問題など枚挙に暇がない。最高裁の憲法判断も同様な問題と考えることができる。その理由はつぎのとおりである。通常の民事・刑事裁判では，その裁判の規範的前提となる法律自体を疑うことは「不適切」とされるのに対し，憲法判断では，その規範的前提となる法律を疑うことは「適切な」ことであり，判決の合理性を経験科学的に担保し，判決の説得力を増すことになる。さらに，憲法判断では，未来に関する最も有益なものを見出すことを目的とした勧告や制止を行う「議会政治的弁論」も必要になる [小畑，1991：12-3]。つまり，

何らかの価値判断を伴うのである。

筆者らは，以上の観点から最高裁大法廷判決文を論理的に分析し，その価値判断過程を明らかにし [大國他，1999]，さらに判決文の多数・少数意見の論理構造を分析し，多数意見が結論を維持するためにその前提を遡向的にさぐるのに対し，少数意見は前提から導かれる結論を手繰りながら最終的帰結に至る順向的傾向があることを指摘した。そして，多数意見の遡向的論理展開はその価値判断に基づいて選択された命題を維持しようとする過程として説明できることを指摘した [長田，2001]。

しかし，日常言語と古典論理の間には間隙も存在する。つぎの推論はいずれも古典論理で許されるが，これらを日常言語に適用すると，奇妙な結論が導かれる場合もある。

a) 前提強化：

$$P \rightarrow Q \vdash (P \wedge R) \rightarrow Q$$

b) 推移律:

$$P \rightarrow Q, Q \rightarrow R \vdash P \rightarrow R$$

c) 対偶:

$$P \rightarrow Q \vdash \neg Q \rightarrow \neg P$$

- a) 明日雨が降らなかったら、ハイキングにいこう。したがって、明日雨が降らず、僕が今晚交通事故で死んだら、ハイキングに行こう。
- b) 他の人が辞退したら、僕は仕事に就けるだろう。僕が仕事に就けたら、他の人ががっかりするだろう。したがって、他の人が辞退したら、がっかりするだろう。
- c) 米国が北爆を停止しても、北ベトナムは交渉に応じないだろう。したがって、北ベトナムが交渉に応じるなら、米国は北爆を停止しないだろう。

a) では「明日雨が降らない」以外の関連事態が変わらないことを前提としている。

b) では、他の人が引き続き、諦めずに職に就こうとしていなければならない。また、c) の条件文は因果関係を表現しているというよりは、むしろ話し手の願望・信念等に強く依存していると考えられる。これらの例は日常言語の条件文を古典論理の(実質)含意で解釈するには慎重を要することを示している。論理と日常言語の関係をさらに深く分析するアプローチも可能であるが [例えば Priest, 2001], ここではむしろ話し手の主観的意図や話し手と聞き手との関係に注目する。

一般に、話し手はある想定された社会的コンテキストのもとで聞き手(聴衆)を意識し、相手を納得させよう根拠をさぐりながら意見を発するものと思われる。その意味でさまざまな意見表明も、話し手と聞き手の間で行われるある種の仮想的コミュニケーションとみなすことが可能であろう。コミュニケーションであるからには、一方的に行われるものではなく、その意図を伝達するために暗黙にであれ、話し手と聞き手(受け手)は相互

のコンテキストを意識しながら、話し手は根拠とすべきコンテキストを選びとると思われる。このような意見の展開、構成および発話者の心的態度は当然、テキスト(text)に表れるから、この「編まれた(もの)」「ラテン語, textum)を語用論的分析によってときほぐすことができるはずである。

本稿の目的は、以上の観点から論理分析というよりはむしろ語用論的視点から話し手の心的態度(評価・意図等)の分析を試みることである。一般に話し手の心的態度は表現=命題+モダリティのモダリティ部分に現れると考えられる。とくに、文の逆接・譲歩、条件文および文の価値選択的モダリティに注目する。以上の方法を多数(法廷)意見とそれに対する反対あるいは少意見数それぞれの展開に適用し、その結果を論理的分析と比較対照する。

2 会話とモダリティ

単純な会話では、一般にその応答はコンテキストから予測可能であり、スムーズに会話は続行される。しかし、そうでない場合には、確かめ、引き返しあるいは話者の心的探索が必要になる。例えば、依頼に関する二つのケースを比較してみよう [メイ, 1996: 246]。

(単純構造)

A: この箱持ち上げるの手伝ってくれない?

B: いいよ。

(複雑構造)

A: 明日の朝、引越し手伝ってくれない?

B: そうだね、いや、ちょっと待って。シンディーを保育所に連れて行って、腕を骨折した家内の母を医者連れて行かなきゃならんし、それに便利屋のフレッドが屋根裏部屋の窓を直しに来るんだ。だから…引越し、できたらほかの日にできないかな。やっぱり、明日じゃないとダメ?

「上の例からわかることは、依頼に対して否定的な返事をする場合は、肯定的な返事をする場合に比べて複雑な構造になりがちであるということである。…そこには一般的な序列が存在することがわかる。つまり、構造的に簡単なものから複雑なものに至る序列である。依頼の場合には『承諾>断り』という序列が存在する。換言すれば、依頼に対して「ノー」という場合は、「イエス」と言う場合よりも計算し、言語的小細工を弄しなければならないのである」[メイ, 1996: 246-7].

こうした序列が当てはまるのは依頼だけではない。Levinson は、次のような相関関係を挙げている [Levinson, 1983; メイ, 1996].

ペア前半部：依頼 申し出 評価 問い 非難
／誘い

ペア後半部：

好ましい	承諾	承諾	一致	予想され	否認
				る答え	
好ましくない	断り	断り	不一致	予想外の	是認
				答え	
				または無回答	

最高裁の憲法判断では、「問題となった行為が憲法上保護された行為なのかどうかは直接判断される」場合（適用上判断）と「その行為に適用されようとしている法律そのものの憲法的評価」が問われる場合（文面上判断）がある [高橋, 1995]. いずれの場合も、まず適用条文の字義的解釈を基本とするであろうから、聞き手（裁判当事者—原告、被告、裁判者（官）、及び法学者、法実務家を含む国民）はある程度答えを予想することができると思われる。したがって、裁判官の政治的信条、その他の要因を考慮する必要があるならば、一般に予想される判決があるとしても、さほど不合理ではないであろう。このように考えると、当該条文の最高裁憲法判断を「予想される答え」と「予想外の答え（憲法

判断回避を含む）」に二分することができる。ここで、「予想される」というのは、単に条文の法的解釈だけを意味しているのではなく、その条文を含む憲法の歴史的意義、その社会における憲法の受容状況また政治的状况等、いわゆる社会的コンテキストから話し手（裁判者）が予想することを含意する。したがって、話し手と聞き手のコンテキストが異なる可能性を孕み、殆どすれ違いの答えを予想する可能性も含む。

以上の観点から判決文の多数・反対意見をつぎの点について分析する。

- 1) 文の接続関係、とくに文の逆接・譲歩関係および条件文を調べる。
- 2) 条件文を真理条件的ではなく、「Desirability の仮説」によって説明する [赤塚, 1998].
- 3) 価値判断的事態選択表現（例えば、「ざるを得ない」、「べきだ」等）に注目する。これらは以下に述べるように話し手の心的態度に関わる。まずつぎの逆接を考察する [坪本, 1998].

①値段は高い、しかし、品物が悪い。

②値段は高い、しかし、品物が(は)よい。

①には、「高いものはよい」を前提として、「値段の高さ」と「品質の悪さ」の対立が「逆接」で表現されていると理解できる。②は、「値段が高いのに、どうして買ったのか？」という問いに対する答えと解すれば理解しやすいかもしれない。その文脈では、高いから買わない方がよいというマイナスの評価と、品質がよいから買う方がいいというプラスの評価が対比されている。このように「逆接」の「しかし」から話し手の評価を読み取ることができる。なお、②は「順接」、「だから」のような因果関係として解釈することも可能である。

つぎに、真理条件的に説明・解釈されることが少なくない条件文 $p \rightarrow q$ について検討する。この条件文の真理値表は表 1 である。こ

の解釈の第1の問題点はpとqが全く無関係でよいことである。この結果、つぎのようなわれわれの常識に反する条件文が許されることになる：

・月が地球の衛星なら、犬は動物だ。

第2の問題点は、条件文の真理値表が日常言語の条件文の解釈として不自然なことである。とくに、表1の第2, 3行目がそうである。第3行目についていえば、通常、条件文の話し手は、前提pが結果として偽であることはあるにしても、発話時点では真だと考えているように思われる。前提が偽だと知りながら、後段でまともなこと（真）を発話するとは考えにくい。これは上で指摘した第1の問題点ともかかわる。しかし、同じように前提が偽でも第4行は異なる説明をされてきた。明らかに偽だとわかっている前件に対し、明らかに偽だとわかる後件を対置するのである。典型的な例はつぎのような比喩的条件文である：

・お宅がボロ家なら、うちなんか豚小屋ですわ。

・あいつが東大に受かったら、へそが茶をわかすぜ。

以上の問題点を踏まえて、条件文の他の解釈が提案されてきた [例えば、ジョンソン＝レアード, 1983]。しかし、ここでは話し手の何らかの心的態度を表現するような条件文の解釈を見出したい。そのような条件文の解釈の1つが「Desirabilityの仮説」である。この仮説では、上で指摘した条件文の問題点を解決するため、真理条件による解釈ではな

く、話し手の意図と心的態度から説明しようとする。この仮説によれば条件文をつぎのように解釈する [赤塚, 1998]：

a) こっちの望むことをしてくれたら [Desirable], そっちの望むことをしてあげる [Desirable].

・生かしておいたら、何かの役にたつだろう。

b) こっちの嫌なことをしたら [Undesirable], そっちの嫌なことをする [Undesirable].

・生かしておいたら、何を言うかわからない。

a) と b) の前件は同形であるが、話し手の心的態度は正反対である。a) の話し手は「生かしておきたい」のであり、b) の話し手は「殺してしまいたい」のである。

下線部の組み合わせは、条件文としては許されないが、譲歩節（「ても」, even if）として許されると考える。

c) こっちの望むことをしてくれても [Desirable], そっちの嫌なことをする [Undesirable].

・早く来ても、いいことないよ。

d) こっちの嫌なことをしても [Undesirable], そっちの望むことをしてあげる [Desirable].

・少しぐらい遅れても、待っているよ。

最後に、意見表明等で多用されるつぎの価値判断的事態選択表現に注目する [森山他, 2000].

1) 「ざるを得ない」は、以下の例のように

表1 : $p \rightarrow q$ の真理値表

p	q	$p \rightarrow q$
真	真	真
真	偽	偽
偽	真	真
偽	偽	真

表2 Desirability 表

p	q	If p, then q
Desirable	Desirable	Desirable
_____	_____	_____
Undesirable	Undesirable	Undesirable

選択の余地がまったくないことを表す。

- ・雨で大会を延期せざるを得なかった。
- ・雨で大会を延期した。

- 2) 「なければならない」は、当該事態以外に価値付与ができないこと意味する。「なければならない」は、ほかにどうしようもないという状況を表すわけではない。
- 3) 「べきだ」は、選択の価値付与が相対で、選択者自身にとって選択事態はほかにも可能性が開かれている。

3 津地鎮祭最高裁判決の語用論的分析

津地鎮祭最高裁大法廷判決（昭和52年7月13日）は、その後の自衛官合祀訴訟、忠魂碑訴訟、「エホバの証人」による剣道実技拒否訴訟、愛媛玉串料訴訟等における憲法20条の政教分離に関する最高裁見解の基本となっている判決である。しかし、これらの判決に対する憲法学界の反応は、他の最高裁の見解に対するよりも、批判的であるという[阪本昌成, 1996]。その意味でも両意見を仔細に分析することは興味深い。

判決は多数意見（10）と反対意見（5—他に追加反対意見が一件ある）に明確に分かれ、判決文自身も比較的短く、三点について両意見の対立点が対照的に述べられている。上で述べた分析方法を判決文に適用するには適当であると判断する所以である。

事件の概要を述べ、争点となっている項目のうち「憲法における政教分離原則」と「本件起工式の性質」について、文の接続関係、条件文および譲歩、但し書き等に注目し比較対照する。

3.1 事件の概要

事件の概要は以下のとおりである。

三重県津市は、1965年1月14日、同市船頭町の建築現場において津市体育館の起工式を主催し、挙行了した。起工式は、同市職員が

進行係となり、宗教法人大市神社の宮司ら神職主宰のもとに降神の儀、玉串奉奠など、神社神道固有の儀式に則り行われ、神宮への謝礼・御供物代金などの挙式費用7,663円を市の公金より支出した。

この地鎮祭に市長により招待されて出席していた同市市議会議員Sは、この公金支出は憲法20条および89条に違反するとして、地方自治法242条の2（住民訴訟）に基づき、公金支出責任者たる津市長Kに対し、右憲法の各条項および地方自治法2条15項・138条の2に違背し、違憲違法に支出した上記金員を津市に損害補填すること、また、議員として何ら信仰していない上記儀式に参加を強いられたため蒙った精神的苦痛に対し慰謝料として金5万円を支払うこと、を求める請求を行った。

第一審の津地方裁判所は、本件起工式が宗教的行事というより習俗的行事であって、憲法20条3項に違反するものではなく、また憲法89条、地方自治法138条の2に違反するものではないとしてSの請求を棄却した。

Sの控訴を受けた名古屋高等裁判所は、本件地鎮祭の挙行は憲法20条3項の「宗教的活動」にあたり、公金支出は違法な行為であると判示した。この判決に対し、本件地鎮祭は社会の一般的慣行として是認されている習俗的行事であって宗教的行事にあたらぬとしてKが上告した。

3.2 「憲法における政教分離原則」

多数・反対意見の比較を表3に示す。表中の①等は文番号を表し、下線等は筆者による。

多数意見は、憲法20条の予想される解釈があることに気づいている。少数意見とは詳細な点および含意するところでは意見を異にするにしても、①で憲法20条のストレートな解釈を示し、②の「政教分離原則は、…国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。」という表現が何よりの

表 3 「憲法における政教分離原則」比較

多数意見 (14 文)	反対意見 (19 文)
第 1 パラグラフ ①「憲法 20 条は、…狭義の信教の自由を保障する規定を設ける一方、…政教分離の原則に基づく諸規定を設けている。」	第 1 パラグラフ ①「信教の自由は、近代における人間の精神的自由の…重要な基本的人権であり、各国の憲法で普遍的に保障されている。」
第 2 パラグラフ ②「政教分離原則は、…国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。」 ③～⑦：信教の自由規定の歴史的経過およびわが国固有の宗教事情を指摘する。 ⑧「憲法は、国家と宗教の完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたもの、と解すべきである。」	②「わが憲法も、20 条…信教の自由を…」 第 2 パラグラフ ③「信教の自由を保障するにあたっては、単に無条件でこれを保障すると宣明するだけでは不十分であり、…国家と宗教の結びつきを一切排除することが不可欠である。」 第 3 パラグラフ ④～⑭：信教の自由規定の歴史的経過を述べる。
第 3 パラグラフ ⑨「しかしながら、元来、政教分離規定は、…制度保障規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障する…間接的に信教の自由の保障を確保しようとする。」 ⑩～⑪：「ところが、…」 ⑫例証 1：(完全分離し、文化財としての神社仏閣、宗教系私立学校への援助等が)「許されないということになれば、…宗教による差別が生ずる…」。 例証 2：(教誨活動も…)「一切許されないということになれば、…信教の自由は著しく制約される…」 ⑭「政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当と認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」	第 4 パラグラフ ⑮「憲法は、…旧憲法のもとにおいては、…信教の自由の保障が不完全であり、国家と神道の結びつきにより種々の弊害が生じたにがい経験にかんがみ、…20 条 1 項前段において信教の自由を無条件に保障するとともに、その保障を完全にするために前記の諸規定を設けるに至ったものと考えられる。」 第 5 パラグラフ ⑯「憲法 20 条 1 項後段、同条 3 項及び 89 条に具現された政教分離原則は、国家と宗教の徹底的分離、…国家は宗教の介入を受けず、また宗教に介入すべきではないという国家の非宗教性を意味するものと解すべきである。」 ⑰多数意見の要約 ⑱「しかしながら、…」 (多数意見に対する疑義) ⑲「なお、(多数意見が) 挙げる例のごときは、平等の原則等憲法上の要請に基づいて許される場合に相当すると解されるから、なんら不合理な事態は生じないのである。」

証拠である。しかし、後段でこれを否定する伏線として、⑧で「憲法は、国家と宗教の完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたもの、と解すべきである(下線—引用者)」と締めくくる。続く「しかしながら」は典型的「逆接」である。すなわち、前段で示したことは対立することを含意する。制度保障論に基づく論理展開の分析については〔大國他 1999,

長田 2001〕に譲り、ここでは文間の結合、条件文の使い方等の分析に専念する。

制度保障の観点から、国家と宗教の分離を制度として保障しようとするのであって、直接保障するものではないことを指摘する。しかし、つぎの「ところが」で、間接保障はそれほど簡単ではなく、国家が宗教とのかかわらざるを得ないことを予告する。したがって、この「ところが」も逆接である。

国家と宗教の完全分離が不可能なことを二つの例で挙証する。その手法はアリストテレスの指摘する例証に基づく弁論術である〔アリストテレス, 1357b〕。条件文の用い方は上述の「Desirabilityの仮説」によく合致する。すなわち、
(完全分離し、文化財としての神社仏閣、宗教系私立学校への援助等が)「許されないということになれば、…宗教による差別が生ずる…」。

〔Undesirable〕なら、〔Undesirable〕

話し手の嫌な(望まない)ことをしたら、そっち(聞き手)の嫌な(望まない)ことをする(結果になる)という論法である。話し手の望まない例を挙げ、それができなくなれば、相手の望まない結果になると指摘する。このように解釈することによってなぜ話し手がこのような例を挙げ、反論するかという話し手の意図が明らかになる。

他方、反対意見は、予想される解釈である憲法20条の字義的解釈を出発点とする。すなわち、信教の自由が、近代における人間の精神的自由の一つとして、基本的人権であることを踏まえつつ、憲法20条1項前段がこれを保証していることを指摘する。憲法20条1項後段の政教分離原則についても、明治時代以降のわが国の国家と宗教の関係の問題点を指摘しながら、国家と宗教の厳密な分離を主張する。

途中にある「しかしながら」は、逆接というよりは、「そして」に近いと解釈され、つぎのような単純な対比と同類である：

太郎は金持ちだ、しかし、次郎は貧乏だ。

太郎は金持ちだ、そして、次郎は貧乏だ。

多数意見から予想される反駁に対しては、「なお」書きとして、「完全分離」したとしても他の憲法上の要請に基づいて許される場合のあることを指摘する。これを「Desirabilityの仮説」で説明すれば、つぎのようになる。

完全分離したとしても、不利益や差別は生じない。

〔Desirable〕でも、〔Undesirable〕すなわち、こっち(話し手)の望むこと(完全分離)をしても、そっち(聞き手)の望まないこと(不利益や差別は生じないこと)になるという論理である。

以上を要するに、反対意見は原則的命題から結論を導き、他の原則等の要請で例外を認める論法といえる。反対意見は、「予想される答え」である解釈から出発するので、その論理構成もシンプルである。順向的論理の典型的な例といえる。

3.3 「本件起工式の性質」

つぎに「事実」に対する判断においてもいかに話し手の主観的意図が働くかを示す典型的例として「本件起工式の性質」部分を調べる。

多数意見の、本件起工式が地方公共団体等の宗教的活動にあたらぬことを展開する過程は、「逆接」と「譲歩」による叙述の見本である。原審が確定した事実を以て、本件の地鎮祭が宗教とかわり合いをもつことを認めざるを得ない、つまり「予想される答え」をひとまず肯定する。ついで、「しかしながら」として、地鎮祭が古来宗教的儀式であったが、時代とともにその宗教的意義が希薄化し、「一般人の意識」を頼りに世俗的行事であると判断する。行事の宗教的かわり合いを認めたため、徹頭徹尾「譲歩」の論法を採用する。すなわち、「こっちの望むことをしても、そっちのいやなことをする／そうであっても、そっちの思うようにはならない」という表現を用いる。つぎの2つがそれである。

1) 「…『祈る』という行為が含むものであるとしても、…一般人の意識においては、世俗的な行事と評価しているものと考えられる。」

そして津市の市長以下の関係者も一般の建築主の目的と同様であろうと判断する。効果

表 4 「本件起工式の性質」比較

多数意見 (11 文)	反対意見 (13 文)
<p>②「本件起工式が、(原審が確定した事実)に徴すれば、(…)宗教とかかわり合いをもつものであることは、否定することができない。」</p>	<p>②～⑥：事実認定 ⑦「…本件起工式は、神職が主宰し神社神道固有の祭式に則って行われた儀式であって、それが宗教上の儀式であることは明らかである。」</p>
<p>③「<u>しかしながら</u>、古来…地鎮祭等の名のもとに行われてきた…起工式は、…時代の推移とともに、その宗教的意義が希薄化してきていることは疑いのないところである。」</p> <p>④「…『祈る』という行為を含むにしても、…一般人の意識においては…世俗的な行事と評価しているものと考えられる。」</p> <p>⑤「本件起工式は、神社神道固有の祭祀儀礼に則って行われたものであるが、…これを世俗行事と評価し、これにさしたる宗教的意義を認めなかったものと考えられる。」</p> <p>⑥「…主催者の津市の市長以下…が右のような一般の建築主の目的と異なるものを持っていたとは認められない。」</p>	<p>⑧「<u>もっとも</u>、…時代の推移とともに習俗的行事化している側面のあることは否定することはできないが、本件起工式は極めて宗教的色彩の濃いものであって、これを非宗教的行事ということはとうていできない。」</p> <p>⑨「しかも、多数意見のようにその具体的な効果について考えてみても、地方公共団体が主催し、…儀式を行うことは、神社神道を優遇し援助する結果となるものであることはいうまでもないことであって、かような活動を極めて些細な事柄として放置すれば、地方公共団体と神社神道の密接な関係を生ずるおそれのあることを否定することはできないのである。」</p>
<p>⑦「元来、わが国においては、多くの国民は、地域社会の一員としては神道を、個人としては仏教を信仰するなどし、…宗教意識の雑居性が認められ、国民一般の宗教的関心度は必ずしも高いものとはいいがたい。」</p> <p>⑧「他方、神社神道自体については、…積極的な布教・伝道のような対外活動がほとんど行われることがないという特色がみられる。」</p> <p>⑨「このような事情と前記のような起工式に対する一般人の意識に徴すれば、…起工式が行われたとしても、それが参列者及び一般人の宗教的意識を高めることとなるものとは考えられず、これにより神道を援助、助長、促進するような効果をもたらすことになるものとも認められない。」</p> <p>⑩「…国家が主催して、私人と同様の立場で、…起工式を行った場合においても、…私人と同様の立場であると考えられる。」</p>	<p>⑩「多数意見は、…その宗教的意義を軽視し、その効果を過小評価するものである。」</p> <p>⑪「本件起工式は、憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動にあたるものというべきである。」</p> <p>⑫「しかも、本件起工式が許されるものとすべき前述の事由は全く認められない。」</p>
<p>⑪「…本件起工式は、…一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、…その効果は神道を援助…し、他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない…」</p>	<p>⑬「よって、本件起工式は、憲法 20 条 3 項に違反し許されないものと言わなければならない。」</p>

についても同様に論ずる。

2) 「…神社神道固有の祭祀儀礼に則って、起工式が行われたとしても、…一般人の宗教的関心を特に高めるなどの効果をもたらすこ

とになるものとも認められない。」

国家が主催して、私人と同様の立場で行った場合も異なるものではないという。

他方、反対意見は、原審が確定した事実を

詳細に列挙し、「本件起工式が、…神社神道固有の祭式に則って行われた儀式であって、それが宗教上の儀式であることは明らかである」と断定する。「もっとも、…習俗的行事化している」ことは否定することはできないとするが、「本件起工式自体は、…事実を徴すれば極めて宗教的色彩の濃いもの」と判断する。かくして、「憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動にあたるものというべきである」。

4 議論と考察

「予想される答え」か否かの観点から、多数・反対意見の文章構造を文の接続関係、条件文、譲歩などに着目しながら、判決文テキストを分析した。そのねらいは文の論理分析で捉えきれない話者の判断を闡明することであった。この点から整理すれば、つぎの特徴を指摘することができる。

・多数意見

- 1) まず原理／原則から予想される解釈の提示する、ないしはひとまず事実を認める。
- 2) 提示／認定を覆すために、つぎの文を逆接の接続詞／接続助詞で結合する。
- 3) 主張を補強するために、つぎの形式の条件文、譲歩文を活用する。

- ・ [Undesirable] なら, [Undesirable]
- ・ [Desirable] ても, [Undesirable]

主張を補強するために主として用いる根拠は、法解釈の場合、学説などであり、事実についてはその社会的、文化的、歴史的条件であるように思われる。

・反対意見

- 1) 原理／原則から予想される結論を導く。
- 2) つぎの条件文を活用する傾向がある。
 - ・ [Desirable] なら, [Desirable]
- 3) 結論に反する事項は他の原則との関連から生ずる例外と考えるか、あるいは譲歩する。この場合、反対意見はつぎ

の譲歩を用いる。

- ・ [Desirable] ても, [Undesirable]

興味深いことに、これらの特徴の一部は著者が [長田, 2001] で指摘したことによく符合する。すなわち、少数（反対）意見が二つの命題の連言 $P \wedge Q$ を維持するため、論理としてもっぱら $P \rightarrow Q$ を展開し、多数意見が $\neg P \wedge \neg Q$ を主張するため、 $\neg P \rightarrow \neg Q$ を展開する（しなければならない）ことを指摘した。これは、反対意見が一般に「[Desirable] なら, [Desirable]」という論法を用いることに対応し、多数意見が反対意見の $P \rightarrow Q$ に対抗するために、「[Undesirable] なら, [Undesirable]」を用い、望ましくない事態になることを例証するところによく現れているように思われる。

この符合は、偶然ではない、ある意味では当然である。というのは、著者は、 $P \wedge Q$ あるいは $\neg P \wedge \neg Q$ を説明する条件文の構成に つぎの仮定を設けた：

- 仮定 1) 成立している命題から含意関係を構成する際、それを否定として含む含意を除く。
- 仮定 2) 仮定 1) を前提として、成立する命題をより多く含んだ含意関係がより適切であるとみなす。

一方、「Desirability の仮説」を提唱者は言語的事実の観察から、条件文 $P \rightarrow Q$ の P と Q が無関係ではないことに気づき、その仮説を立てたためである。

多数・少数意見各々の主張を補強するために用いられる逆接、条件／譲歩の以上の分析結果と [長田, 2001] で指摘した論理構造との関係を考察しよう。

図 1 は二つの命題 P , Q から構成される論理式の演繹関係を示す。矢印の向かう方向が演繹される命題をしめす。 $P \rightarrow Q$ の論理的否定は $P \wedge \neg Q$ であるから、「予想される答え」である $P \rightarrow Q$ に反対するには $P \wedge \neg Q$ 、日常言語の表現でいえば、「 P であるが、 Q でな

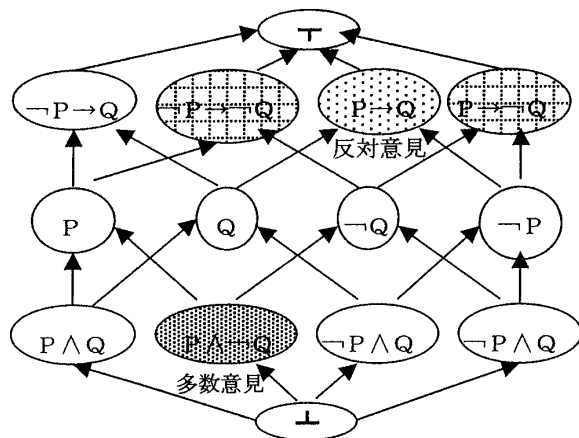


図1 推論の論理的構造

い」あるいは「Pであって、Qでない」を主張しなければならない。しかし、これを直接主張することは困難なので、図1が示すように、 $P \wedge \neg Q$ から演繹される $\neg P \rightarrow Q$ 、 $\neg P \rightarrow \neg Q$ 、 $P \rightarrow \neg Q$ を主張することになると思われる。実際、この三つの連言は $P \wedge \neg Q$ に等値である（注1）。

上述のように多数意見は、 $P \rightarrow Q$ に反論するために、つぎの二つの論理式を用いている。

$\neg P \rightarrow \neg Q$ (Pでないならば、Qでない)

$P \rightarrow \neg Q$ (Pであっても、Qではない)

ところが、 $\neg P \rightarrow \neg Q$ と $P \rightarrow \neg Q$ の連言は $\neg Q$ であって（注2）、 $P \wedge \neg Q$ ではない。したがって、この反論は、論理的に言えば、 $P \rightarrow Q$ の否定命題を主張しているのではなく、あくまでも条件文の後件（Q）だけを否定していると考えられる。

条件文で与えられた命題に反論する側は、条件文の後件の否定に全力を注ぎ、その際、前件についてはそれが議論の一部として暗黙に含まれてさえいけばよいか、明示的に前件を否定したとき、後件が成立しないことに力点をおくものと思われる。前件を暗黙に過程する場合、様々な文脈から考慮すべき条件を設定し議論する、いわゆる遡向的推論を行う場合が少なくない〔長田, 2001〕。前件を明確に否定する場合は、つぎの誘導推論も関わ

るとされる。

GeisとZwickyによれば、アメリカの初級論理学のクラスでつぎのような文を形式化させると、正解の(1)ではなく(1)プラス(2)だと答える学生が非常に多いという〔Geis & Zwicky 1971; 赤塚, 1998: 39〕。

天気がよければ、ハイキングに出かける。

(1) $P \rightarrow Q$

(2) $\neg P \rightarrow \neg Q$

(2)はつぎの文の形式化であるから、この答えは正しくない。

天気がよくなければ、ハイキングに出かけない。

彼らはこれを誘導推論 (invited inference) と呼んでいる。彼らは、なぜ誘導推論が起こるかについて真理条件的な説明を与えているのに対し、赤塚は「Desirabilityの仮説」の立場から説明している〔赤塚, 1998: 41〕。ここでは、反対意見 $P \rightarrow Q$ と多数意見の $\neg P \rightarrow \neg Q$ の部分が誘導推論の関係にあるので、誘導推論の危うさについて付言する。

誘導推論自体は必ずしも正しいわけではない。例えば〔庵, 2000〕、シャツの値段が4,800円であるときに、そのことを知らない友人から「そのシャツ、いくらだったの?」と聞かれたとき、

(3) 10,000円出せば買えるよ。

と言っても嘘を言ったことにはならないが、ほんとうの値段を知ったとき多分友人は腹を立てるだろう。これは、上の応答が

(4) 10,000円出さなければ買えない。

という誘導推論を引き起こすためと考えられる。

この場合、(3)は正しくても(4)は正しくない。このように、誘導推論自体が正しいとは限らないのに、日常のコミュニケーションが通常、問題なくできるのはつぎの原則に従って（厳密には、原則に従っていると思込んで）会話していると思われる。その原則は哲学者グライスが指摘した協調性の原理である

[グライス, 1989=1998: 37-39].

- 必要かつ十分なことだけを言え。(量の公理)
- 嘘を言わない。(質の公理)
- 関連のあることだけを言え。(関連性の公理)
- 的確な表現を使って言え。(表現方法の公理)

(3)について言うと、聞き手は話し手が量の公理に従っていると想定するため、(3)の「10,000円」をシャツを買うのに最低限必要な金額と解釈するためである。

5 結論

社会情報を実際にであれ、仮想的にであれコミュニケーションの視点から捉え、文の連接関係、条件文によって話し手の心的態度を分析し、論理構造との関係を比較しその特徴を明らかにした。

- 1) 意見表明の構造の複雑さは、予想される命題 $P \rightarrow Q$ か否かから捉えることが有効である。
- 2) 予想される命題に反対する場合、意見表明は複雑になり、日常言語表現の逆接が多用される。
- 3) 反論するために、つぎの表現が用いられる。
 - [Undesirable] なら、[Undesirable]
 - [Desirable] ても、[Undesirable]
- 4) しかし、3) による反論は論理的には $\neg Q$ であって、主張されている命題の論理的否定ではない。条件文の後件に反論するため前提 P に関わる条件を補強する傾向がある。
- 5) 3) の目的で現実に用いられる条件文あるいは譲歩文を真理条件的に解釈するよりは、むしろ「Desirability の仮説」で説明する方が話し手の心的態度をよく説明する。
- 6) テクストの語用論的分析から得られた以

上の特徴は、[長田, 2001] で指摘した論理構造による説明とよく符合する。

ここでは最高裁判決文を取り上げ、その方法と特徴を例示したが、社会的に対立する問題の多くは、例示したような大きく二分された議論が展開される場合が少なくないと思われる。具体的適用は今後の課題であるが、上で明らかにしたことからつぎのことが予想される。すなわち、反論する側は、論理的に設定されている前提をより大きな枠組みの中において議論する可能性が高いことである。意識的にであれ、無意識にであれ援用されるこれらの条件を明確にし、これらを考察することがより生産的議論のためには必要であろう。

謝辞

本研究に対し、大國充彦氏、高橋徹氏および田中一先生から種々貴重なご意見、コメントを頂いた。記して謝意を表します。

注

1. $(\neg p \rightarrow q) \wedge (\neg p \rightarrow \neg q) \wedge (p \rightarrow \neg q)$
 $\equiv (p \vee q) \wedge (p \vee \neg q) \wedge (\neg p \vee \neg q)$
 $\equiv (p \vee (q \wedge \neg q)) \wedge (\neg p \vee \neg q)$
 $\equiv p \wedge (\neg p \vee \neg q)$
 $\equiv (p \wedge \neg p) \vee (p \wedge \neg q)$
 $\equiv p \wedge \neg q$
2. $(\neg p \rightarrow \neg q) \wedge (p \rightarrow \neg q)$
 $\equiv (p \vee \neg q) \wedge (\neg p \vee \neg q)$
 $\equiv (p \wedge \neg p) \vee \neg q$
 $\equiv \neg q$

引用文献

- 赤塚紀子 (1998): 「条件文と Desirability の仮説」,
 赤塚紀子・坪本篤朗『モダリティと発話行為』, 研究社出版
- アリストテレス: 『弁論術』, 岩波文庫
- Geis and Zwicky (1971): On Invited Inferences,

- Linguistic Inquiry, 2, 4: 561-565
- グライス (1989=1998): 『論理と会話』, 劉草書房
- ジョンソン=レアード (1983=1989): 『心のシミュレーション—ジョンソン=レアードの認知心理学入門』, 新曜社
- Levinson(1983): *Pragmatics*, Cambridge University Press
- メイ (1993=1996): 『ことばは世界とどうかかわるか』, ひつじ書房
- 長田博泰 (1999): 「社会情報解析(2): 逆接『が』の論理分析と推論過程」, 1999年度日本社会情報学会研究大会, 1999年10月30日
- 長田博泰 (2001): 「価値基準の選択と論理構造の分析」, 『社会情報学研究』No. 5, 日本社会情報学会, 81-90頁
- 小畑清剛 (1991): 『言語行為としての判決—法的自己組織性理論—』, 昭和堂
- 大國充彦他 (1999): 「社会情報解析—判決文における論理情報過程と価値情報過程との相互関係について—」, 『社会情報学研究』No. 3, 日本社会情報学会, 63-76頁
- Priest (2001): *An Introduction to Non-Classical Logic*, Cambridge University Press
- 阪本昌成 (1996): 「信教の自由」, ジュリスト, No. 1089, 191-198頁
- 〃 (2001): 「『宗教上の行為』 vs. 『宗教的活動』」, 『判例をとおしてみる憲法の話』, 書齋の窓, No.505, 2-5頁, 有斐閣
- 最高裁判所民事判例集 (1977): 31 (533-562)
- 高橋和之 (1995): 『憲法判断の方法』, 有斐閣
- 坪本篤朗 (1998): 「文連結の形と意味と語用論」, 赤塚紀子・坪本篤朗著『モダリティと発話行為』, 研究社出版

2002年1月30日受付

2002年2月18日受理